

交野市こども医療費助成制度

[平成 30 年 4 月 1 日改正]

<p>対象となるこども</p>	<p>中学校 3 年生修了まで（15 歳になる年度の 3 月 31 日まで）のこども ※交野市の住民基本台帳に登録があり、健康保険に加入しているこどもに医療証を発行します。</p>																																									
<p>助成対象となる医療費等</p>	<p>通院・入院医療費および入院時食事療養費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーションが行う訪問看護（医療保険分）は平成 30 年 4 月診療分から対象です。 ・国の公費負担制度が優先されます（特定疾患・育成医療・養育医療等）。 ・健康保険適用外のものは、助成対象外です。 ・精神病床への入院は助成対象外です（経過措置あり）。 																																									
<p>診療の受け方</p>	<p>○大阪府内の医療機関で受診 ➡ 医療機関の窓口で「健康保険証」と「医療証」を提示してください。医療費の助成が受けられます。</p> <p>※「医療証」なしで受診した場合など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当月内…受診した医療機関に「医療証」を持参し、医療機関で清算してください ・翌月以降…市の窓口で申請書を提出すると、差額の返金が受けられます（手続き方法は裏面） <p>○大阪府外の医療機関で受診 ➡ 「医療証」は使えません。医療機関の窓口で「健康保険証」を提示してください。後日、市役所の窓口で申請書を提出すると、差額の返金が受けられます。（手続き方法は裏面）</p>																																									
<p>本人負担（一部自己負担）</p>	<p>○医療機関ごとに 1 日につき 500 円まで（月 2 日限度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じ医療機関であっても、通院・入院・歯科は別々に自己負担が発生します。 ・院外処方での調剤は、自己負担がありません。 ・保険診療外の自費扱いのもの（予防接種、健診、入院時の個室料など）は、助成対象外です。 <p>《ご負担していただくパターン：ある月の 1 医療機関でのお支払い例（通院）》</p> <table border="1" data-bbox="399 1285 1334 1368"> <tr> <td rowspan="2">健康保険証だけの場合</td> <td>1 日目</td> <td>2 日目</td> <td>3 日目</td> <td>4 日目</td> </tr> <tr> <td>1,800 円</td> <td>450 円</td> <td>300 円</td> <td>600 円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓ 「医療証」を提示すると…</p> <table border="1" data-bbox="399 1449 1334 1532"> <tr> <td rowspan="2">「医療証」を提示すると</td> <td>1 日目</td> <td>2 日目</td> <td>3 日目</td> <td>4 日目</td> </tr> <tr> <td>500 円</td> <td>450 円</td> <td colspan="2">3 日目以降は無料</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↑ 500 円に満たない場合は、その額だけを負担</p> <p>○1 か月の一部自己負担金の上限額は 2,500 円 1 か月間に、1 日 500 円までのお支払いの合計が 2,500 円を超えた場合は、申請により差額の返金が受けられます。（手続き方法は裏面）</p> <p>《例》</p> <table border="1" data-bbox="336 1787 1490 2078"> <thead> <tr> <th>医療機関</th> <th>一部自己負担金</th> <th>一部自己負担金合計</th> <th>自己負担金限度額</th> <th>返金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 病院（通院）</td> <td>1,000 円</td> <td rowspan="5">4,950 円</td> <td rowspan="5">2,500 円</td> <td rowspan="5">2,450 円</td> </tr> <tr> <td>B 病院（入院）</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>B 病院（通院）</td> <td>950 円</td> </tr> <tr> <td>C 歯科医院</td> <td>800 円</td> </tr> <tr> <td>D 鍼灸院</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td>E 皮膚科</td> <td>1,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	健康保険証だけの場合	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	1,800 円	450 円	300 円	600 円	「医療証」を提示すると	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	500 円	450 円	3 日目以降は無料		医療機関	一部自己負担金	一部自己負担金合計	自己負担金限度額	返金額	A 病院（通院）	1,000 円	4,950 円	2,500 円	2,450 円	B 病院（入院）	1,000 円	B 病院（通院）	950 円	C 歯科医院	800 円	D 鍼灸院	200 円	E 皮膚科	1,000 円			
健康保険証だけの場合	1 日目		2 日目	3 日目	4 日目																																					
	1,800 円	450 円	300 円	600 円																																						
「医療証」を提示すると	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目																																						
	500 円	450 円	3 日目以降は無料																																							
医療機関	一部自己負担金	一部自己負担金合計	自己負担金限度額	返金額																																						
A 病院（通院）	1,000 円	4,950 円	2,500 円	2,450 円																																						
B 病院（入院）	1,000 円																																									
B 病院（通院）	950 円																																									
C 歯科医院	800 円																																									
D 鍼灸院	200 円																																									
E 皮膚科	1,000 円																																									

手続きのご案内

「医療証」の発行	<p>○申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ マイナンバー確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード） <p>※ただし、通知カードの場合は加えて本人確認書類（運転免許証、パスポート、障がい者手帳、在留カードなど。健康保険証の場合はプラスその他官公署等が発行したもの）</p> <ul style="list-style-type: none">・ こどもの健康保険証・ 保護者名義の口座の分かるもの（銀行名・支店名・口座番号）・ 未就学児のときは課税証明書（転入などにより保護者の所得が確認できない場合。<u>ただし、マイナンバー制度における情報連携で確認できる場合は省略可</u>） <p>※「こども医療証」（黄色）は、ゆうゆうセンターで発行しています。市役所本館・星田出張所で申請をした場合は、後日、普通郵便で自宅へ送付します。</p>
医療費の還付申請	<p>○申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ 医療機関などの領収書（2割または3割負担のもの） <p>※患者名、受診期間、保険点数、支払金額等が記載されていて、領収印があるもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ 医療費決定通知書など（入院費などで医療費が高額になった場合で、高額療養費および家族附加給付等のある健康保険組合に加入している人は、加入の健康保険組合等に請求してください） <p>※高額療養費および家族附加給付等の給付金を控除した後の医療費を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 印鑑（シャチハタ不可）・ こどもの健康保険証 <p>○支払い方法</p> <ul style="list-style-type: none">・ 請求した月の翌月以降に、登録口座へ振り込みます。・ 当月中の請求は、翌々月の10日以降に登録口座へ振り込みます。
こんなときは必ず届出をしてください	<ul style="list-style-type: none">・ 健康保険証が変わったとき・ 住所・氏名など、医療証に記載がある事項に変更があったとき・ 他の市町村へ転出するとき・ 他の公費や医療費助成制度を受けることになったとき（生活保護、ひとり親医療費助成制度など）
医療証の返還	<ul style="list-style-type: none">・ 転出などで資格がなくなったときは、速やかに医療証を返還してください・ 資格がないまま医療証を使用した場合、助成額を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

《お問い合わせ》

交野市 健やか部 子育て支援課
(ゆうゆうセンター2階)

TEL 072-893-6406